

議案第 6 1 号

三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 8 月 3 1 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(三田市水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 三田市水道事業分担金徴収条例(昭和44年三田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「受益者の分担金」の次に「(以下「受益者分担金」という。)」を加え、同条第2項中「工事の分担金」の次に「(以下「工事分担金」という。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(集合住宅等における受益者分担金の算定方法)

第3条の2 集合住宅等に水道事業管理者(以下「管理者」という。)が貸与したメーター(以下「親メーター」という。)以降に2戸以上の使用者がある場合で、その各戸にメーター(以下「子メーター」という。)が設置され、管理者において子メーターを検針し、使用者から料金の徴収を希望する場合の受益者分担金は、子メーター口径に応じた受益者分担金に相当する額の合計額とする。ただし、既に給水を受けている場合は、親メーター口径に応じた受益者分担金の合計額を控除した額とする。

(メーター口径を増径する場合の分担金の算定方法)

第3条の3 メーター口径を増径する場合の受益者分担金及び工事分担金の額は、第3条に規定する新口径の分担金の額から旧口径の分担金の額を控除した額とする。

第4条中「水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改める。

第5条を次のように改める。

(追徴又は還付)

第5条 第3条から第3条の3までに規定する分担金は還付しない。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

第2条 三田市水道事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第3条の3の次に次の1条を加える。

(施設の新設等に要する分担金)

第3条の4 管理者は、別表第2に規定する給水区域以外において、住宅団地の

造成その他による新たな給水の申込みに対し、給水に応ずるために必要な水道施設の建設、増強等を行う場合は、申込者からその経費の全部又は一部を分担金として求めることができる。

第5条に次の1項を加える。

- 2 管理者は、第3条の4に規定する分担金を徴収した場合において当該分担金に過不足が生じたときは、速やかに追徴し、又は還付しなければならない。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年12月1日から施行する。